

# 学校感染症による出席停止の手続きについて

保健係

- ・登校前に再受診し、医師に「登校許可」を得る必要はありません。
- ・提出書類（2枚）

## ①出席停止のお知らせおよび登校届（保護者の方が記入・押印）

※【新型コロナ】【新型コロナ以外】の2種類があります  
（出席停止期間の基準早見表が異なるため）

## ②医療機関を受診したことを証明できる書面1通（調剤明細書の写し、薬情報の写し等）

(1) 病名の確認 ※インフルエンザの場合、型（A型、B型など）の確認もお願いします。

(2) 「出席停止のお知らせおよび登校届」

① 学校ホームページ【保護者の方→登校届（保健室へリンク）】から家庭で印刷する

② 学校で直接用紙を受け取る

※用紙は【みんなの資料】2025 保健関係フォルダにあります。

③ 学校から各家庭に郵送する ※①②ができない場合

②・③については保健室で準備しますので、受け渡し方法を確認されたら、保健室まで連絡をお願いします。保健室不在時は担任・学年で準備をお願いします。

参考 <学校保健安全法施行規則第18条>

学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

第一種	○エボラ出血熱    ○クリミア・コンゴ出血熱    ○痘そう ○南米出血熱    ○ペスト    ○マールブルグ病    ○ラッサ熱 ○急性灰白髄炎    ○ジフテリア ○重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。） ○中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。） ○特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。） ○指定感染症    ○新感染症
第二種	○インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）    ○百日咳    ○麻疹 ○流行性耳下腺炎    ○風しん    ○水痘    ○咽頭結膜熱 ○新型コロナウイルス感染症    ○結核    ○髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	○コレラ    ○細菌性赤痢    ○腸管出血性大腸菌感染症 ○腸チフス    ○パラチフス    ○流行性角結膜炎 ○急性出血性結膜炎    ○その他の感染症

感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎などの感染症が含まれます。他者への感染の可能性が高く、主治医から学校を必ず休むように言われた場合は、この取扱いとなります。